

江別市保存樹木指定解除について

樹 木 番 号	No.1	樹 種	アメリカキササゲ
場 所	旧江別小学校跡地 (萩ヶ岡 19 番地)	所 有 者	江別市（総務部財務室契約管財課）
解除の状況	当該保存樹木は、令和 7 年度第 1 回江別市緑化推進審議会において指定解除することの了承を受け、所有者から保存樹木等指定解除申請書の提出があったことから、江別市緑化推進条例第 10 条第 3 項の規定に基づき保存樹木の指定を解除し、同条第 4 項の規定に基づき所有者に通知したものの。		
備 考	指定樹木指定 平成 3 年 2 月 4 日 保存樹木指定 平成 13 年 2 月 5 日 保存樹木指定解除 令和 7 年 7 月 31 日		

位置図



現況写真(令和 7 年 9 月 11 日時点)



【参考】江別市緑化推進条例（昭和 59 年 3 月 31 日条例第 12 号）

（指定の解除）

第 10 条 市長は、保存樹木等について指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。

2 所有者等は、保存樹木等について保存できない特別の理由が生じたときは、市長に対し、当該保存樹木等の指定の解除を申請することができる。

3 市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めたときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

4 市長は、第 1 項及び前項の規定により、保存樹木等の指定を解除したときは、当該保存樹木等の所有者等に通知しなければならない。

江別市指定樹木選定 一覽表

調査年月日 令和7年9月4日

調査者 緑化専門員 喜多 啓能

[illegible]

江別市指定樹木選定について

樹 種	キハダ	場 所	越後神社（江別太 170 番地）
直 径	68cm（215cm）	樹 高	21m（推定樹齢 114 年程度）
所 有 者	（個人所有）		
選 定 理 由	枝の広がりが見事であり、神社の歴史を見守ってきた。		

位置図



現況写真（令和 7 年 9 月 4 日時点）



江別市指定樹木選定について

樹 種	ヤチハンノキ	場 所	錦山天満宮（野幌代々木町 38 番地 1）
直 径	64cm（202cm）	樹 高	22m（推定樹齢 92 年程度）
所 有 者	錦山天満宮		
選 定 理 由	通直な幹と健全な葉の広がりがあり、樹勢を感じさせる。		

位置図



現況写真（令和 7 年 9 月 4 日時点）



江別市指定樹木選定事業実施要領

第1 趣 旨

緑豊かな街づくりと、緑を大切にする市民意識の一層の高揚を図るため、市民参加による「江別市指定樹木（以下「指定樹木」という。）を選定する。

なお、指定樹木として10年を経過した後、江別市緑化推進条例（第6条）に該当する場合は、別途「江別市保存樹木」として指定する。

第2 選定要領

- 1 対象とする樹木は、別に定める「指定樹木選定基準」による。
- 2 指定樹木は、選定基準に基づいて、江別市緑化推進審議会の意見を聞いて選定する。
- 3 指定樹木は、選定基準の樹種区分により分けて行う。
- 4 指定樹木に選定した場合は、認定証（表示板ふくむ。）を交付するとともに、そのことを市民に周知する。

第3 「指定樹木」選定基準

1 樹 種

- (1) 広葉・高木・・・・・・・・概ね、胸高直径が70cm以上、または樹高が10m以上のものを原則とするが弾力的な基準とする。
- (2) 針葉・高木・・・・・・・・同上
- (3) 希 少 木・・・・・・・・樹種を問わない。
①市内で珍しいもの ②樹形が特殊なもの
③由緒、由来のあるもの等
- (4) 市の木ナナカマド・・・・・・・・樹容の優れているもので、種類を問わない。

2 条 件

- (1) 各樹木とも、単独（独立）木であり、露地植栽であること。
- (2) 高木で現在地以外から移植した場合は、定植後50年以上経過していること。
- (3) 希少木は、現在地で10年以上経過していること。
- (4) 道立自然公園内の樹木でないこと。

3 指定期間

10年間とする。但し、期間内の解除については、理由を記して届出するものとする。

4 指定区分

公共土地内の「公共樹木」と、市民・企業等の土地内の「一般樹木」に区分して指定する。

第4 削除

第5 削除

第6 その他

- 1 指定後は、良好な管理を条件に管理謝礼を指定樹木1本につき2,500円を年額として支払う。
- 2 指定期間内に解除した場合、所有者に変更があった場合、何らかの理由で、樹高・樹形に著しい変化が生じた場合は、所有者からの連絡に基づき指定の解除、指定内容の変更などを検討する。